

常陸太田市導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は、昭和60年に一旦は下げ止まり、平成12年の61,869人にかけて微増していたが、再び減少に転じている。

また、年齢3区分別の人口をみると、年少人口については、昭和55年には約12,100人であったが、平成22年には約6,300人と約半数にまで減少している。生産年齢人口は、昭和55年から減少傾向であり、平成22年は約33,200人である。老年人口は、昭和55年には約8,400人であったが、平成22年には約16,700人と約2倍に増加している。

自然増減及び社会増減の推移をみると、まず自然増減については、現在まで死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、その差は広がっている。

社会増減については、平成9年をピークに平成14年まで転入超過が続いてたが、平成15年以降、社会減に転換している。社会減になった要因としては、平成9年以降、転入数が大幅に減少したこと挙げられる。

転入者の減少については、1990年代後半まで市内各地で宅地造成が行われていた状況を勘案すると、市内に土地住居を求めた転入が多かったが、宅地造成が落ち着いてからは大幅に減少したと考えられる。(ただし平成25年から回復傾向に転じている。)

次に、本市の産業別就業者の合計は、平成22年の国勢調査によると、26,790人であり、平成12年(31,267人)と比べると4,477人の減少となっている。構成比は、第1次産業が9.4%(平成12年15.2%)、第2次産業が27.1%(同32.0%)、第3次産業が59.0%(同52.6%)となっている。就業者数が大幅に減少していることから、第1次産業と第2次産業の減少幅は大きく、構成比では増加している第3次産業の就業者数も減少している。

産業構造を見ると、豊かな自然環境を背景とした農林業、工業団地を中心とした製造業、地域の暮らしを支える商業などがそれぞれ市の経済、雇用を牽引している。

また、市内事業者の労働生産性については、平成24年の経済センサスによると、2,833千円/人であり、茨城県平均である3,574千円/人、全国平均である4,574千円/人を大幅に下回っている。

このように、人口減少に伴う人手不足や国際的な競争の激化など、市内の中小企業者を取り巻く経済や社会情勢が厳しさを増している中で、新製品等開発、販路拡大、技能訓練等への補助、信用保証料補給など各種施策等を講じてきたが、市の経済、雇用を支えている中小企業者の労働生産性を抜本的に向上させることは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に先端設備等導入計画を20件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、山間地域、市街地、工業団地など広域に立地しており、広く事業者の生産性向上を図る観点から、本計画において対象とする地域は、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。ただし、観光資源である景観や自然環境の保全が必要であること、市内の日常的な雇用に結びつくことが少ないことから、売電を目的とした太陽光発電事業は認定の対象外とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間，4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組は対象としない等，雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 本市の市税等に滞納がある者は対象としない。